

# 愛知県障害者差別解消調整委員会について

## 1 設置根拠

愛知県障害者差別解消推進条例第14条

## 2 設置年月日

平成28年4月1日

## 3 委員

15人

(学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命)

## 4 任期

2年(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 5 調整委員会の役割

知事が不当な差別的取扱いに関する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を求められた場合、助言、あっせん、指導等を行う判断に当たり専門家等(調整委員会)の意見を聴く必要があると認める事案に対し、意見を答申する。

(調整委員会の意見を聴く必要がある場合の例)

- ・当該事案が不当な差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合。
- ・当該事案における財、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、「正当な理由」に相当するかの判断が困難な場合。

## 6 調整委員会の構成及びそれぞれの役割

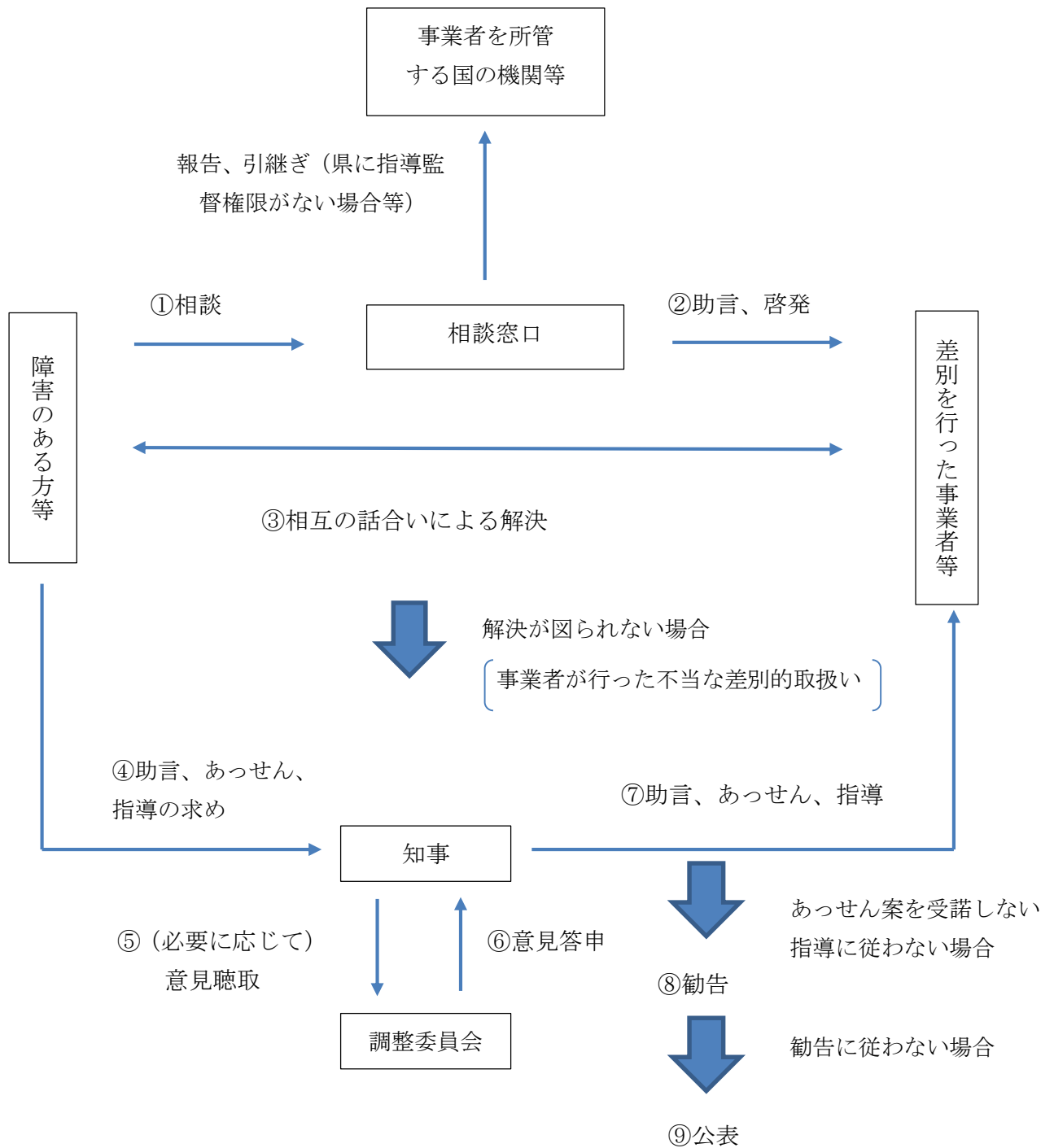
### (1) 全体会

委員会の運営その他必要な事項の決定、部会が行った答申の報告等

### (2) 部会(事案発生の都度開催)

個別の事案に対する知事への意見答申

## ○ 相談及び解決のスキーム



愛知県障害者差別解消調整委員会委員名簿

平成28年4月1日現在

区分	所属（役職）	氏名
学識経験のある者	日本福祉大学社会福祉学部教授	柏倉 秀克
	椙山女学園大学人間関係学部准教授	手嶋 雅史
	愛知県弁護士会	舟橋 民江
障害者、障害者の自立 及び社会参加に関する 事業に従事する者	愛知県身体障害者福祉団体連合会理事	平野 健司
	愛知県聴覚障害者協会事務局長	水野 樹里
	愛知県盲人福祉連合会女性部長	山本 真地子
	愛知県知的障害者育成会幹事	三浦 美智子
	愛知県精神障害者家族会連合会	水野 良子
	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	佐藤 優美子
事業者を代表する者	愛知県社会福祉協議会 心身障害ホーム部会常務委員	追分 伸夫
	愛知県医師会理事	野田 正治
	愛知県特別支援教育推進連盟理事長	佐藤 賢
	中部鉄道協会事務局長	渡辺 要
	愛知県経営者協会サービス部課長	武田 美穂子
	愛知県商工会議所連合会 名古屋商工会議所企画振興部長	田中 豊



## 参考資料

### ○愛知県障害者差別解消推進条例（抜粋）

（助言、あっせん又は指導の求め等）

第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受けたと認める障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、当該不当な差別的取扱いに該当する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の求めがあった場合において必要があると認めるときは、愛知県障害者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の求めに係る不当な差別的取扱いをしたと認められる事業者が、あっせん案が提示された場合において当該あっせん案を受諾せず、又は指導に従わなかったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（愛知県障害者差別解消調整委員会）

第十四条 前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十五名以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

### 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

#### 1 法の対象範囲（略）

#### 2 不当な差別的取扱い

##### (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

##### (2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

## 愛知県障害者差別解消調整委員会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、愛知県障害者差別解消推進条例（平成二十七年愛知県条例第五十六号）第十四条第四項の規定に基づき、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

### (委員の任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員の服務)

第三条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第三条の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 7 第五条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第三項及び第四項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。
- 8 部会の運営に必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する